

道成寺考

道成寺考

屋代弘賢撰

道成寺考

解題

此書は屋代弘賢撰す。弘賢後に詮丈と改む。輪池と号し、太郎と称す。幕府の家人にて、もとは微祿の人なりしが、累りに登用せられて、終に勘定格表祐筆に進められ、永く謁見以上に列せり。當時幕府に於て纂修ありし藩翰譜続編の事に與り、又古今要覽は其の專任にて、終身これに従事し、最も精力を此に注きしとなり。天保十二年（八十四年）閏三月十八日歿す。年八十四なり。

弘賢博孝能文、特に古今の典故に精し、初め古今要覽の編述を命ぜられしとき、古今の事物品彙浩潮にして、着手の次第も辨じがたりしに、弘賢乃ち其例を立て、凡一事に遇ひ一物を見ることに、其稿すべくと定め、歳月を重ねて、漸時に編次し、卒に五百余卷に升りしといふ。

弘賢筆翰殊に美なり。初めは大師に孝びしが、後には兼て趙松雪を模す。當時幕下にては、日下部某と一雙の妙墨と称せらる。凡外国へ遣はれし書翰等その他重たたしきものは、皆其筆なりしといふ。

弘賢平生墳籍の嗜み最も篤く、不忍文庫を設けて、五万余卷の書を儲ふ。府下の蔵書家は、弘賢と新見正路、小山田興清に及ぶものなかりしとなり。

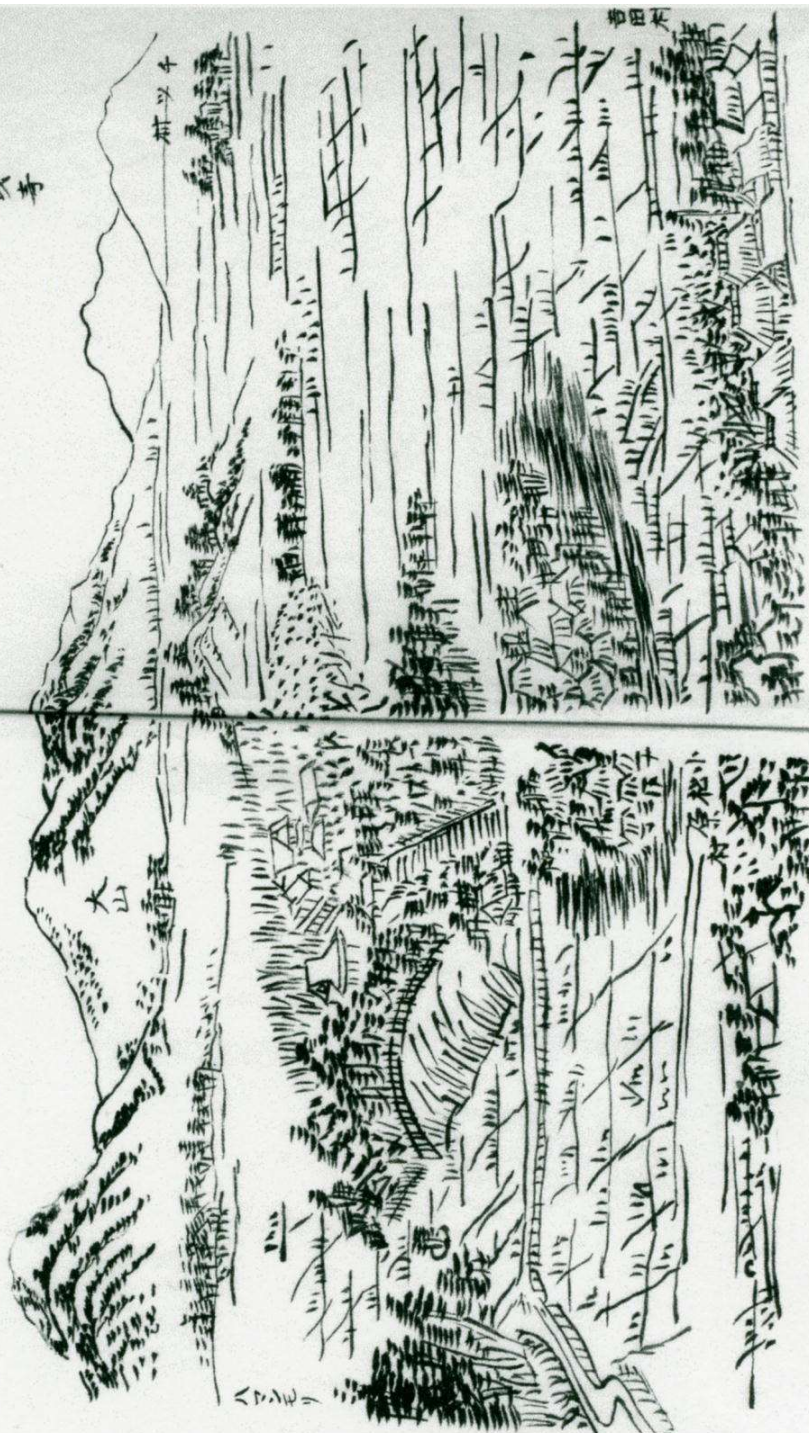
弘賢著はす所の書は、要覽の外、伊勢物語校異、高野大師書訳注、御注孝經附録、道の幸、輪池雜錄等あり。其余此書の如く零細の襍書、尚数多あれば、得るに随て追刊すべし。

日高川

一江 天田川 大知寺 津川ヨリ
 分 流シテ 四十八里ニシテ 海へ
 入ト云此図ハ 南岸 天田村
 ヨリ 日高川ヲ 観望セシ
 景 象ナリ



道成寺



道成寺考

屋代 弘賢 撰

大日本法華經驗記 卷下

第百廿九、紀伊國牟婁郡惡女

有二ノ沙門一、一人ハ年若ク、其ノ形テ端正ナリ、一人ハ年老リ、共ニ詣テ熊野ニ至テ牟婁ノ郡ニ、宿ス路辺ノ宅ニ、其ノ宅主ジ寡婦ナリ、出シ兩ニ女從者ヲ、宿シ居ク二僧ヲ、致シ志勞養ス、爰ニ家ノ女夜半ニ、至ニ若僧ノ辺ニ、覆ヒ衣並ニ語テ僧ニ言ク、我家從レ昔不レ宿ニ他人ヲ今夜借スレ宿非レ無ニ所由一、從ニ見始時一有ニ交臥之志一、仍所レ令レ宿也、爲レ遂ニ其本意ヲ所ニ進ミ来ル一也、僧大ニ驚恠シ、起居メ語テ女ニ言ク、日来精進シ出ニ立遙ノ途ヲ、参ニ向ス權現ノ宝前ニ、如何ン有リ此ノ惡事哉、更ニ不ニ承引セ、女大ニ恨ミ怨、通夜抱テ僧ヲ擾乱戲笑ス、僧以テ種々ノ詞ヲ語リ誘シ、参ニ詣熊野ニ只兩三日、献ス燈明御幣ヲ、還向ノ次可ト随ニ君情一、作ニ約束ニ了、僅遁レ此事ヲ、参ニ詣熊野一、女入念ヒ僧ノ還向日時ヲ、致ニ種々ノ儲ヲ一相待ツ、僧不ニ来過ニ行ク、女待ニ煩ヒ僧ヲ、出テ路辺ニ尋ニ見ル往還人ヲ、有下從ニ熊野一出ル僧上、女僧ニ問テ曰、着スルニ其色衣ヲ若老ニ僧来ルヤ否、僧云其ニ僧ハ早還向ス、既經ト兩三日ヲ一女聞テ此事ヲ、打テ手大ニ瞋リ、還テ家入テ隔舍ニ籠居メ無シ音、即成リ五尋大毒蛇身ト、追ヒ此ノ僧一行、時人見テ此蛇ヲ一生シ大怖畏ヲ、告テ二僧ニ言ク、有リ希有事一、五尋許ノ大蛇過ニ山野ヲ一走来ル、二僧聞了テ、定テ知ヌ此女成レ蛇追フ我ヲ、即チ早馳去リ到テ道成寺一、事由啓メ寺中ニ欲ス遁ニ蛇ノ害ヲ、諸僧集會シ議ニ計此事ヲ、取リ大鐘一件ノ僧ヲ籠ニ居セシメ鐘内ニ、令レ閉サニ堂門ヲ一時、大蛇追ニ来テ道成寺ニ、圍ルコトレ堂ヲ一兩度、則到リニ有僧戸ニ、以テ尾叩レ扉數百遍、叩ニ破シ扉戸ヲ一、蛇入ニ堂内ニ、圍ニ卷大鐘一、以テ尾叩クコト龍頭ヲ兩三度計、諸僧驚恠シ開テ四面戸ヲ集見テ之恐歎ス、毒蛇從ニ兩眼ニ出シ血涙ヲ一、出レ堂ヲ擧レ頸ヲ動レ舌指メ二本方ヲ一走リ去ル、諸僧見ル下大鐘爲メニ毒蛇ノ一所ニ燒、炎火熾燃メ敢不レ可上レ近ク、即汲水ヲ浸シ大鐘ヲ冷シテ炎熱ヲ一、見ル僧皆悉燒盡シ骸骨不レ殘纔有ニ灰塵一矣、經ルニ數日ヲ一時、一牕老僧夢ニ、前ノ大蛇直ニ来リ白シ老僧ニ云ク、我是籠ニ居スル鐘中ニ僧也、遂爲ニ惡女被レ領成リニ其夫ト、感ス弊惡ノ身ヲ一今思フニ拔シテ苦ヲ我力不レ及、我存生ノ時雖レ持トニ妙法ヲ一、薰修年浅メ末乃ニ勝利ニ、決テ定業所レ索、遇フニ此惡緑ニ今蒙テ聖人ノ恩ヲ一欲スレ離ニ此苦ヲ一、殊ニ發ス無縁ノ大慈悲心ヲ一清淨ノ書ニ寫シ法華經ノ如來壽量品ヲ一、爲セヨニ我等ニ蛇拔苦ヲ一、非ンバニ妙法ノ力ニ、爭カ得シニ拔苦ヲ一哉、就クレ中爲メニ彼ノ惡女拔苦ヲ一當ニ修ニ此ノ善ヲ一、蛇宣ニ此ノ語ヲ一即

以還^リ去^ス、聖人夢覺^メ即發^シ道心^ヲ、觀^シ生死^ノ苦^ヲ、手自^ラ書^キ寫^シ如來壽量品^ヲ、捨^テ衣鉢蓄^ヲ、設^ケ施僧之營^ヲ、屈^ニ請^シ僧侶^ヲ、修^ニ一日無差^ラ大會^ヲ、爲^ニ蛇拔苦^ノ、供養既^ニ了^ル、其夜聖人夢^ル、一僧一女面貌含^ミ喜^ヲ氣色安穩、来^リ道成寺^ニ、一心^ニ頂^ニ礼^シ三宝及^レ老僧^ヲ、白^シ言^ク、依^テ清淨善^ニ、我等二人遠^ニ離邪道^ヲ、趣^ニ向^ス善趣^ニ、女生^ニ忉利天^ニ、僧昇^ル兜卒天^ニ、作^シ是語^ヲ了^テ、各々相分^レ向^テ虚空^ニ而^ル

弘賢曰、此書は後朱雀院の長久元年^(一〇四〇年)、首楞嚴院沙門鎮源撰するところなり

今昔物語集 卷十四

紀伊國道成寺僧寫^ニ法華^ニ救^レ蛇語

今ハ昔、熊野ニ參ル二人ノ僧有ケリ、一人ハ年老タリ、一人ハ年若クシテ形貌^ヲ美麗也、牟婁ノ郡ニ至テ、人ノ屋ヲ借リテ、二人共ニ宿リヌ。其ノ家ノ主、寡ニシテ若キ女ナリ^也、女ノ從者二三許有リ。此ノ家ノ主ノ女、宿リタル若キ僧ノ美麗ナルヲ見テ、深ク愛欲ノ心ヲ發^ツシテ慙^ニ勞^リ養フ。而ルニ、夜ニ入テ、僧共既ニ寢ヌル時ニ、夜半許ニ家主ノ女、竊^ニ此の若キ僧ノ寢タル所ニ這ヒ至テ、衣ヲ打覆テ並ビ寢テ、僧ヲ驚カス。僧驚キ覺テ、恐レ迷フ。女ノ曰^ク、「我家ニハ更ニ人ヲ不^レ宿。而ルニ、今夜、君ヲ宿ス事ハ、晝、君ヲバ見始ツル時ヨリ、夫ニセムト思フ心深シ。然レバ『君ヲ宿シテ本意ヲ遂ゲム』ト思フニ依テ、近ヅキ来ルナリ^也。我レ、夫ナクシテ寡ナリ、君、哀ト可^レ思キ也」ト。僧、此レヲ聞キテ、大キニ驚キ恐レテ起居テ、女ニ答テ云ク、「我レ、宿願有ルニ依テ、日来、心身精進ニシテ、遙ノ道ヲ出立テ權現ノ宝前ニ參ルニ、忽チニ此ニシテ願ヲ破ラバ、互ニ恐レ可^レ有。然レバ、速ニ君、此心ヲ可^レ止シ」ト云テ、強ニ辞ス。女、大キニ恨ミ、終夜、僧ヲ抱キテ擾乱シテ戯ルト云ヘドモ僧、様々ノ言ヲ以テ、女ヲ誘^{オシ}ヘテ曰ク、「我レ君ノ宣ハム事辞スルニ非ズ。然レバ、今、熊野ニ參テ、兩三日燈明御幣ヲ奉テ、還向ノ次ニ、君ノ宣ハム事ニ随ハム」ト約束ナシツ。女、約束ヲ憑テ、本ノ所ニ返ル、夜曙^曙ヌレバ、僧、其ノ家ヲ立熊野ニ參ス。其ノ後、女ハ約束ノ日ヲ計ヘテ、更ニ他ノ心ナクシテ僧ヲ思^恋テ、諸ノ備ヘテ儲テ待ツニ、僧、還向ノ次ニ、彼ノ女ヲ恐レテ、不^レ寄シテ、忽^思テ他ノ道ヨリ逃テ過ヌ。女、僧ノ遅ク来ヲ待煩ヒテ、道ノ辺ニ出テ、往還ノ人ニ尋ネ問フニ、熊野ヨリ出ヅル僧アリ。女、其ノ僧ニ問テ曰^ク、「其ノ色ノ衣着タル、若キ老ヒタル二人ノ僧ト還向シツルカ」ト。僧ノ云ク、「其二人ノ僧ハ早ク還向シテ兩三日ニ成ヌ」ト。女、此ノ事ヲ聞テ、手ヲ打テ、「既ニ他ノ道ヨリ逃テ過ニケリ」ト思フニ、大ニ瞋リテ、家ニ皈リテ寢屋ニ籠居ス、

音セズシテ暫ク有テ、即チ、死ス。家ノ從女等、此レヲ見テ泣キ悲ム程ニ、五尋許ノ毒蛇、忽ニ寢屋ヨリ出ヌ、家ヲ出デテ、道ニ赴ク。熊野ヨリ還向ノ道ノ如ク走り行ク。人、此レヲ見テ、大キニ恐ヲ成ス。彼ノ二人ノ僧、前立テ行クト云ヘトモ、自然ラ、人有テ告テヤ云ク、「此ノ後ロニ奇異ノ事有リ。五尋許ノ毒蛇出来テ、野山ヲ過ギ、疾ク走り来ル」ト。二人ノ僧、此レヲ聞テ思ハク、「定メテ、此ノ家ノ主ノ女ノ、約束ヲ違ヌルニ依テ、惡心ヲ發シテ毒蛇ト成テ追テ来ルナラムト」思テ、疾ク走り逃テ、道成寺ト云フ寺ニ逃入リヌ。寺ノ僧共、此僧共、此ヲ見テ、云ク、「何事ニ依テ走り来レルゾ」ト。僧、此ノ由ヲ具ニ語テ、可レ助由ヲ云フ。寺ノ僧共集テ此ノ事ヲ議シテ、鐘ヲ取下シテ、此ノ若キ僧ヲ鐘ノ中ニ籠メ居エテ、寺ノ門ヲ閉ヅ。老イタル僧ハ、寺ノ僧ニシテ隠レヌ。暫ク有テ、大蛇此ノ寺ニ追来リテ、門ヲ閉ジタリト云ヘドモ、超テ入テ、堂ヲ廻ル事兩一度シテ、此ノ僧ヲ籠メタル鐘ノ戸ノ許ニ至テ、尾ヲ以テ扉ヲ叩ク事百度許ナリ。遂ニ扉ヲ叩キ破リテ、蛇、入ヌ、鐘ヲ卷ギ、尾ヲ以テ龍頭ヲ叩ク事、二時ナリ。寺ノ僧共、恐ルト云ヘドモ、恠ムテ、四面ノ戸ヲ開テ、集テ此レヲ見ルニ、毒蛇兩ノ眼ヨリ血ノ涙ヲ流シテ頭ヲ持上ゲテ舌嘗ズリシテ、本ノ方ニ走り去ヌ。寺ノ僧共見ルニ、大鐘、蛇ノ毒熱ノ氣ニ被^被燒^燒レテ炎盛ナリ、敢テ不^不レ可^可ニ近付^{近付}ズ。然レバ、水ヲ懸テ冷シテ、鐘ヲ取去テ僧ヲ見レバ、僧、皆燒失セテ、骸骨不^{骸骨}レ殘^{不殘}、纔ニ灰バカリ有リ。老僧、此レヲ見テ、泣悲ムデ皈リム。其ノ後、其ノ寺ノ上臈タル老僧ノ夢ニ、前ノ蛇ヨリモ大ニ増レル大蛇、直ニ来テ、此ノ老僧ニ向テ申シテ曰ク、我ハ是レ鐘ノ中ニ籠メ置シ僧ナリ、惡女、毒蛇ト成テ、遂ニ、此ノ毒蛇ノ爲ニ被^被領^領テ、我レ、其ノ夫トナレリ。弊^弊ク穢キ身ヲ以テ苦ヲ受クルコト、量无シ、今此ノ苦ヲ抜カント思フニ、我力更ニ不^不レ及。生タリシ時ニ法華經ヲ持チキト云ヘドモ、願ハクハ聖人ノ広大ノ恩德ヲ蒙テ、此ノ苦ヲ離レント思フ。殊ニ、无縁ノ大慈悲ノ心ヲ發シテ、清淨ニシテ法華經ノ如来壽量品ヲ書寫シテ、我等ニ一ノ蛇メニ供養シテ、此苦ヲ抜キ給ヘ。法華ノ力ニアラズバ何カ免ルル、コトヲ得ン」ト云ヒテ返去ヌ、ト見テ夢覺ヌ。其後、老僧、此ノ事ヲ思フニ、忽チニ道心ヲ發シテ、自ラ、如来壽量品ヲ書寫シテ、衣鉢ヲ投テ諸ノ僧ヲ請シテ、一日ノ法會ヲ修メテ、二ノ蛇ノ苦ヲ除カンガ爲ニ供用シ奉ル。其ノ後老僧ノ夢ニ一ノ僧一ノ女有リ。皆笑ヲ含ミテ喜タル喜色ニテ、道成寺ニ来テ、老僧ヲ礼拝シテ曰ク、「君清淨ノ善根ヲ修シ給ヘルニ依テ、我等二人、忽ニ蛇身ヲ捨テテ善所ニ赴キ、女ハ忉利天ニ生シ、僧ハ都率天ニ昇ヌ」ト。如レ此告畢テ、各別レ、空ニ昇ヌト見テ、夢覺メヌ。其ノ後、老僧、喜ビ悲ムデ、法華ノ威力彌^{威力}ヨ貴ブコト无限。実ニ、法華經ノ靈驗揭^{ケイエン}焉ナル事不思議ナリ。斯ク蛇身ヲ棄テテ、天上ニ生ルル事、偏ニ法花ノ力ナリ。此ヲ見聞スル人、皆法華經ヲ仰ギ信ジテ、書寫シ誦誦シケリ。亦、老僧ノ心有難シ。其レモ、前生ノ善智識ノ至ストコロニコソ有ラ

メ。此ヲ思フニ、彼ノ悪女ノ僧ニ愛欲ヲ発スルモ、皆、前世ノ契ニコソ有ラメ。然レバ女人ノ悪心ノ猛キ事、既ニ如レ此シ、此ニ依テ、女ニ近付ク事ヲ佛法ニ誡メ給フ。此知ツテ可止也ト語リ伝ヘタルトカヤ。

(句読点及びカギ括弧は『日本文学大系』に随う。ルビは『日本古典文学大系』との比較：清水)

此書は宇治大納言隆国卿の筆作なり。此の卿は白河院の承保四年に七拾四歳にて薨ぜられしかば、鎮源より少しをくれし人なり。此ノ一編は全く法華經驗記によられしとぞみたる。

元亨釈書 卷第十九

釈安珍居鞍馬寺、與ニ一比丘尼詣熊野山、至牟婁郡宿村舎、舎主寡婦也、出両三婢餉ニ比丘、珍有姿貌、中夜主婦潰至珍所通心緒、初二比丘恠慰勞之密、至レ此始覺、珍曰、我是緇服、豈閨閣之徒乎、寡居余情溢于非類、又可耻也、婦人大恨、傍珍不離、珍不得已軟諭曰、我自遠地赴熊野、宿志蓄来久、神甚嫌淫穢、者回不可ナリ、販途必来、婦主姑待之、女喜而販、曉更珍早前路着神祠、即便反、經ニ婦家而不入、急奔過、主婦數販程儲供膳、傍門伺路過期不至、適一僧過、主婦問曰二比丘某物色、熊野及途有ニ相見乎、对曰、如ニ婦言、二比丘我親見、而其沙門去此恐二日ノ前也耳、婦聞大怨瞋、乃入室不レ出、經宿爲蛇、長二丈余、出宅赴途、奔馳而過、路人躁亡相語曰、如レ此大蛇何爲取路、人々相伝至安珍所、珍思ニ女ノ化ノ急馳入一寺、寺名道成、告衆乞救、衆胥議下大鐘、置一堂納珍、鐘裏堅閉堂戸、已而大蛇入寺、血目蝕口、甚可恐畏、衆僧走散蛇赴堂、戸不レ闢、便以尾擊戸、声如鉄石、戸漸辟、蛇入堂応レ時、四戸皆開、蛇乃蟠團鐘、舉尾敲鐘、火焰迸散、寺衆看無奈何、移時蛇去、寺衆倒鐘見中不レ見珍、又無骨、只灰塵而已、其鐘尚熱不レ可觸也、数夕一耆宿夢、二蛇来前、一蛇曰、我是前日鐘中比丘也、一蛇婦也、我爲淫婦害已爲其夫、惡趣苦報不レ易救脱、而我先身持妙法華、末レ久遭此惡事、微縁不レ虚、尚爲極因、願爲我寫壽量品、彼等二蛇定出苦道、我等来寺、願垂哀愍、覺後大憐、乃書壽量品又捨衣資修無遮会薦二蛇、其夜耆宿又夢、一僧一女合掌告白、我等因師慈惠、僧生兜率、女生忉利、語已上乐天

此書は後醍醐天皇の元亨二年、虎関禪師撰する所なり。僧の名を安珍といふことと、安珍のくらまに住せしといふことは此書に始めてみえたり。

道成寺 鐘銘 鐘今在_二京都妙滿寺_一

聞_二鐘聲_一 智惠長 菩提生 煩惱輕

離_二地獄_一 出_二火坑_一 願生佛 度_二衆生_一

天長地久 御願圓滿

聖明齊_二日月_一 叡算等_二乾坤_一

八方歌_二有道之君_一 四海樂_二爲之化_一

紀伊州日高郡矢田庄

文武天皇勅願道成寺治鑄鐘

勸進比丘瑞光

別當法眼定秀

檀那源萬壽丸

并吉田源賴秀 合力諸檀男女

大工山田道願 小工大夫守長

正平十四年_(一三五九年)己亥三月十一日

何の年いかなる故にて、此寺にうつりしといふこと詳かならず

南紀名勝畧志

日高郡

天音山道成寺

矢田庄土生村ノ中ニ有リ、古ハ法相宗タル由、今ハ天台宗也、本尊十一面觀音並日光月光四天王ノ木像、各聖德太子作之由也、當寺ハ文武帝大寶年中_(七〇二〜四七)、紀ノ大臣道成峯行トノ御草創ト云ヘリ、然レドモ不_レ慥、縁起有二卷、畫ハ土佐將監筆之由、書ハ後小松院宸翰也ト云ヘリ、或曰 啓書記之由、此説可_レ然 書躰勅筆ト不_レ見、古之縁起ヲ將軍義昭卿由良興國寺來ル時披見シ、奥書ヲ加ヘ判形シ給フト也、載_二元亨釈書_一

熊野遊記云、道成寺即千手院、爲_二天台宗_一本尊千手觀音也、人皇四十二代文武朝、慶雲年記、大臣道成奉_レ勅草創、在昔此寺本尊漁人網出_二于海中_一、方今門前村家称_二九海士里_一、即其漁人九名所_レ居也云、又此村呼做_二鐘卷村_一者、人皇六十代醍醐帝時、牟婁郡処女、慕_二旅僧_一、到_レ此不_レ及、怨念凝結、化_レ爲_二毒蛇_一、終殺_レ之亦沈_二没江水_一云、近時五尺童知_レ此、故_・敢贅、此地爲_二海濱_一、以_二網佛沈_レ蛇事_一可_レ知、(* 故下疑クハ不_レ脱スルカ)此寺ニ所藏古畫卷、相傳テ土佐氏祖宗ノ所_レ畫、其詞章ハ則當時ノ神續家ノ手ニ成モノナリト、觀_レ之書画共精妙、全卷処女慕僧事ヲ記シ、而元亨釈書ニ載ル所ト大同小異ナリ、書韻故稚ナルコトハ実ニ三百年以上ノモノナリ

弘賢按に、鐘銘及び此二書道成寺を文武天皇勅願といへるは、何も寺傳に拠し成べし。然れども勅願ならば正史にするさるべきを、続日本記に所見なく、伊呂波類抄にも記されざれば、扶桑略記にも所見なきなるべし。されば勅願と云ふは信じがたし。殊に紀大臣道成といふ人も不審なり。文武天皇の朝の大臣は、左の多治比真人嶋・右は阿倍朝臣・石上朝臣麿すへて三人にて、道成といふ大臣あることなし。大臣の二字もし伝へ誤にもやとおもへど、紀氏系圖にも所見なし。続紀全編に道成といふ二人あれども、一は巨勢朝臣、一は高田道成なり。いつれも桓武天皇の朝の人にて、其の官録も下れる人なれば、私にかくばかりの大寺を建立ありしとおもはれず、いといぶかしきことなり。又おもふに、道成二字は人名にあらず、佛典より採りしにも有るべきにや。

此圖は牟婁郡、日高郡の方位及び熊野道成寺の所在ヲ見ル爲_二ニ畧寫スル所ナリ。

(此圖は二郡ノ畧圖ニテ道成寺ニ直接ノ用ナケレバ省ク)(名所圖会ノ中ナル日高川大約コレニ同ジ)(同書ニ道成寺ノ全圖ヲ出セリ、是ヨリ詳カナリ)

右ニ張ノ圖ハ後桃園院ノ安永二年、(一七七三年)紀伊北圃恭ガ著セシ熊野遊記ノスル所ナリ。

紀伊國日高郡吉田村

鐘卷道成寺緣起

抑紀伊國日高郡吉田村道成寺と申は、人皇四十二代文武天皇の御建立にして、本尊は御丈一寸八分、閻浮壇金の千手觀世音菩薩、海中より出現し玉ふ處の靈像にて、殊に蛇心化益の御誓、靈驗新にましませば、都鄙の參詣常に絶ず。境内廣大にして本堂、樓門、庫裏、回廊、鐘樓、經藏、甍を並べ、莊嚴また金玉を鏤め、凡そ一千百餘年の星霜を経るといへども、依然たるは實に是關南第一の靈場なり。其來由を尋るに、古へ此邊りに正八幡宮

の社あり。この社と道成寺との間、二三町の入江にして、九海士の里と呼て、九人の海人^{うみ}住めり。或時、海中に光りものあり、蜃人^{しん}恠み恐れて近よらず。一人の蜃不思議に思ひて、光る處に至り、海底^{うみ}に入りて探り求るに、終に赫奕たる靈像を得たり。蜃人奇異の思をなして、土生といへる處に柴の庵をむすび安置し奉て、朝夕の恭禮いとねんごろなりければ、或夜靈像蜃人の枕上に立せ玉ひて曰く、汝我に祈ること他事なし、汝心に願ふことあらば申べしと、蜃人夢中に答へ申やう、我別に願ひ申すことなし、只一人の娘を持侍るが、今に至りて頭髮生ぜず、あはれ大悲の佛力を以て頭髮を生せさせ玉へと、謁^う仰すると見て夢覺たり。奇特なる哉、翌日より娘の黒髪生じて丈に餘れり。蜃人歡喜してその髪の落一筋にても人に踏せじと拾へば、則樹の枝に置けるを雀來りてふくみ去り、遙かに帝闕に至り、紫宸殿の軒端に巢を喰たり。或時帝叡覽ありて、女の髮筋雀の巢よりたれて地上に届きたること不思議なりとて、かの巢を取らせ見玉ふに、女人の黒髪に紛なし。則この髪の主を尋よとの宣旨ありて普く國々を尋求るに、終に紀伊國日高郡吉田村九海士の里に至り、かの髪主を尋得て都に販り、その由奏聞しければ、則娘を召れけり。世に稀なる美婦人なりければ、後の宮に備へさせ玉ひける。しかるに后宮雨ふる日には必玉顔に涙をたれて物悲しき風情に見江玉へば、帝怪しみ其故を問ひ玉ふに、后對へて曰、我古郷の柴の庵に安置し奉る觀音あり、雨の日は庵室漏て濡させ玉はんことを歎申なりと、始終を語り玉へば、帝叡感ありて、扱も難^レ有佛體哉、さらば一字を經營參らせんとて、紀大臣道成公に仰て、七堂伽藍を御建立有て、天音山道成寺と號し、かの靈像を安置して、九人の海士人をも神に祝はせ給ひ九海士王子と崇めて、今も吉田村に宮居ありて例祭絶ず。諸人は是を尊敬すると云々。

弘賢曰、これは文政元年^(二八一年)回向院にて開帳の時印行して弘めし所なり。文武天皇の勅願にあらざることは、すでに上に辨ずるが如し。このみかどの后は淡海公の一女藤原宮子と申奉り、外に妃嬪もおはしまさざりし由なれば、海士の子を后に立玉ひと云ふことは跡かたなきそらごととなり。

安鎮 清姫 畧物語

道成寺縁起に付て一ツの物語あり、人皇六十代醍醐天皇の御宇、奥州白河いへる處に安鎮といへる僧あり。常に三熊野を尊信し、山伏の姿となりて同国の室の郡眞砂^{まなご}の庄司が許を宿として、毎年此處に宿りける。この庄司に

一人の娘あり、名を清姫と呼て、また幼稚の頃より容顔麗しく、殊に伶俐なれば、かの僧いとおしみて戯れ言などいひつゝ、後には妻となして奥州へ具し行んなどといひけるを、娘は稚き心に誠と思ひ、いと嬉しげにていなむ気色もなかりしは、悪縁の初とこそは後にぞ思ひしられる。扱(九二八年) 延長六年八月の事なりしに、例年の如く庄司が許に宿りけるに、かの娘夜更け人靜りて、安鎮が閨に忍来て言やう、わらわもはや今年十三歳に及べり、いつまで斯て置玉ふや、此度は是非に具して陸奥へ下らせ給へと、かきくどきて申にぞ、安鎮はよしなき戯ごとをいひしことよと後悔すれど、色にも出さず、ひとまづたばかりて見ばやとおもひければ、いかにも今年は具して下るべし、去りながら、いまだ参詣を遂げざれば必下向を待たまへ、伴ひて奥州に下らんと言ひすかして、明れば庄司が許を立出るに、娘は門送りして一種の歌を詠ず。

先の世の契りのほどを三熊野の 神のしるべもなかなからん

と紙に書て出しけるに、安鎮心のうちにはおそろしと思へど、返歌なくんばいかれることもやと、おそろおそろと詠じて、頓して下るべしと云捨て別れけり。夫より娘は指折りて、安鎮が下向を待テども販来らず。余り待侘て、外もに出て、行くともなく、販るともなく呻吟サシヨイ行くに、先達とおぼしき老僧等に行逢たり。娘問ていふやう、みづからが尋る人は若き僧にて侍るが、手箱を取て逃候が、さようの僧に逢玉はずやと問ふ。老僧のいはく、逢たる僧のありしが、夫は七八丁跡なりといふ。今一人は十二、三町も過つらんと答ふるに、娘思ふやう。扱は我をたばかり逃げたるならん、いづく迄も追付んものと、つぶやきつゝ、飛ぶがごとく追行、そのさまいと怖く、旅行人も是を見て、扱スサマも冷しき女性の氣しきかな、なにゆえかくはいそぎ玉ふと、口口に云へど娘は更に耳にも入れず追かける。夫より切目川といへるを打渡り、上野といへるところにてやうやく追付声を掛けるに、安鎮

心中に權現を念じ、欲_レ知_二過去因果_一見_二現在果_一欲_レ知_二未來果_一現因果の四句の文を唱へ、爰を詮と述たりける。

此文の功力にて娘眼くらみて、石に腰をかけ息を休みて居たりしに、領より上は蛇となりて、腰たりしの石もくぼみしと也。娘は天田川まで迫来るに、渡守は安鎮に頼れて渡さず、娘いよく怒りて、川へ飛入渡りける時は、はや惣身蛇体となり渡越て、夫より道成寺に至り、安鎮が足跡を嗅で、終に安鎮をかくせし釣鐘を見付て、七巻まきければ鐘は湯となりて、安鎮も死灰と成、蛇は則道成寺を出て入江に沈み死しけるとなん。此物語は三歳の童児も能知る所なれば、畧して具に記さず。殊に鐘樓の場に至りては、謡曲に作り今様に諷ひて、劇場の舞台に顕然たれば、見ん人は彼を通はしてその眞偽を正し玉へと云

(＊ 果現ノ間ニ見ノ字脱スルカ)

弘賢曰 是も文政元年^(二八一年)の印行なり。安珍を安鎮と書るは拠なきことなり。奥州の僧といふことは謡曲にはしめてみえたり。女を眞砂の庄司が女といへるも、謡曲にいふ所なれ共これも拠なし。さて、奥州に安珍の子孫なりといふ修験者有て、年若き程は紀伊の國に行ことを禁ずといひ、紀州に眞砂の庄司が子孫とて、長子は必ず女子にて聳をとり、生るゝ子もまた女子なり。かくして世々女子に家をつがず、その女子いつも姿色有などといふことは、まことにや信じかたきことなり。疑ふらくは、謡曲行はれてより附會せしにあざるか。謡曲道成寺は勸阿弥の作なりといへば、^(二九四一四二八年)永頃いでしき物なり。虎関釈書をたてまつしより七十餘年ののちなり。

道成寺附録

琉球國にこれに似たること有り、中山傳信録卷二(重陽宴)云

第一爲^シ老人祝聖事^ヲ 第二爲^シ下鶴龜一兒復^ニ父ノ仇^ヲ古事^上 第三爲^シ鐘魔ノ事^ヲ 中城縣ノ姑場村農家陶姓有^レ兒名ハ松壽 年十五歳白晢端麗至^テ二首里^ニ從師 一日行^テ至^ル浦添 山徑中向^フ二昏黒^ニ持^テ二一竹竿^ヲ點^テレ地^ヲ行^ク見^テレ燈求^レ宿^ヲ 乃一獵家^{ナリ} 父出^テ夜獵^ス止^ム二一女^ヲ年十六頗妖麗 留宿挑^ムレ之 松壽坐睡^メ不^レ許 強擁^クレ之^ヲ 松壽拂^テレ衣^ヲ起^ツ 女羞^テ旦怒^ル 持^テ二獵具^ヲ欲^レニ松壽^ヲ殺^ス 松壽走^ル 女遂^レ之^ヲ 山曲^ニ有^ニ萬壽寺^{トイフ} 主持僧普徳頗有^レ行^ヒ 松壽奔^リ入^テ号救^ス 四顧^{スル}ニ無^ニ隱處^一 僧伏^シ之^ヲ大鐘内^一令^テ三徒^ヲ守^ニ鐘^ノ傍^ニ 女至^ル三僧戲^メ遂^フレ之^ヲ 女不^レ得^ニ松壽^一仰哭^メ如^レ癲出門^ヲ去^ル 僧啓^クレ鐘^ヲ有^レ声 女還^テ奔^リ入^ル方^ニ欲^レ爲^レ惡 忽披^レ髮改^メ形入^ルニ鐘^ニ 普徳興^ニ諸僧^一繞^レ鐘^ヲ咒^スレ之 女鐘自^{ヨリ}倒^{サニ}垂^レ首^ヲ出^シ見鬼面^ヲ 手^ニ一又^ニ下^シ擊^ツニ諸僧^ヲ 僧咒^メ不^レ己 寺外大^ニ雷電^シ 女化^テレ魔走出^テ不^レ知^ニ所在^一 ^(*) 所在ノ下本書二ハ是百年前國中事云ノ一句アリ

世に行はるゝ俳優の道成寺によりて造りしにや、其本末猶考ふべし

本書は芝口常楠氏所蔵のものより寫本す。

昭和^(一九五二年)二十七年八月二十四日製本

あとがき

昨年度、私の所属する川辺文化協会郷土史同好会で道成寺について数回勉強会を開いた。この屋代弘賢の『道成寺考』の活字化は、其の勉強会の復習に大変役立った。

この『道成寺考』は『日高郡誌』・『矢田村誌』・『川辺町史』に広く資料として採用され、梅原猛先生の『海人と天皇』の中にも引用されている。

活字化にあたり、父の書写本で疑問の箇所は、主に『矢田村誌』及び『川辺町史』を参考とした。また二三頁の画図は『熊野名勝畫圖』の筆写らしく、本来なら九頁『南紀名勝畧志』中程過ぎ、「此圖は牟婁郡・日高郡方位……」の辺りに入れるべきと思われる。

平成二十一(二〇〇九)年四月一日(水)

清水 章博